

島根県報

平成26年6月3日(火) **号外 第 8 4 号** (毎週火・金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目	次	

【告 示】

道路の区域の変更 道路の供用開始 (道路維持課)

(") 3

告示

島根県告示第348号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

	/34 m/	道路の		各線	名	道	路	Ø	区	域	管轄する地方 機関の名称	備	
	種	類	路			区	間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延長			考
県	道	静間久手停		停	大田市静間町字湯沢 1713番12地先から同町 字後田450番3地先まで	前	メートル 6.22~ 14.23	メートル 182.96	県央県土整備 事務所大田事 業所	道路改良工事 拡幅			
	但	車場線		後		7. 08~ 19. 48	182. 96						

島根県告示第349号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備考	
県 道	静間久手停車場線	大田市静間町字湯沢1713番12地先から 同町字後田450番3地先まで	メートル 182.96	平成26年 6月3日	県央県土整備 事務所大田事 業所		